

意見書（案）第38号

在日米軍人・軍属による事件・事故の発生時における地元自治体への
周知徹底を求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和6年9月30日

三鷹市議会議長 伊藤俊明様

提出者	三鷹市議会議員	野村羊子
賛成者	〃	大城美幸

在日米軍人・軍属による事件・事故の発生時における地元自治体への 周知徹底を求める意見書

沖縄県嘉手納基地所属の米空軍兵が、2023年12月24日、16歳未満の少女を誘拐し性的暴行を加えたとして、2024年3月27日、那覇地検により、わいせつ目的及び不同意性交等罪で起訴された。政府はこの事件について掌握しながら、沖縄県に対して通知をしておらず、司法取材に当たっていた記者の気づきによる6月25日の新聞報道を通じて初めて、沖縄県は本事件を知ることとなった。

沖縄県では米兵、軍属らによる犯罪が繰り返されてきており、1995年には、12歳の少女への暴行事件をきっかけに県を揺るがす怒りの県民大会となった。このことを背景に、2年後の1997年、「事件、事故が地域社会に及ぼす影響を最小限とするため、在日米軍に係る事件、事故の発生情報を日本側及び地域社会に対して正確かつ直ちに提供することが重要であると認識する」とした文書が、日米合同委員会において合意され、「在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続」が定められた。これは日米が守るべき、新たな通報ルールであった。

しかし、冒頭に記した事件においては、このルールが守られず、通報経路が途中で絶たれたことにより、合意文書の重要な目的である地域社会への事件発生の伝達が果たされなかった。こうした状況は、沖縄県にとどまらず、報道によれば東京都、神奈川県、青森県、山口県、福岡県、長崎県においても、米軍関係者が不同意性交等罪や不同意わいせつ罪の疑い等で書類送検及び逮捕された事件が地元自治体に知らされていなかったことが今回の問題を通して明らかになった。このことは、米軍横田基地に程近い本市としても看過できない問題である。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、人権と尊厳を守る立場から、在日米軍人、軍属による性犯罪に怒りを持って厳重抗議するとともに、地方自治の理念に基づき下記の事項の徹底、実現を強く求める。

記

- 1 1997年の日米政府の合意文書の趣旨と合意に至った経緯を再認識し、在日米軍人、軍属による事件、事故の発生情報を、通報手続に従って、地元自治体に速やかに提供する体制を再構築すること。
- 2 外務省は、日米政府が被害者に謝罪と十分な補償を遅滞なく行うように責任を持って当たること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年9月30日

三鷹市議会議長 伊藤俊明